

やまがたフルーツ 150 周年誘客 5 連ポスター制作等業務委託基本仕様書

1 目 的

本業務では、令和 7 年度に「やまがたフルーツ 150 周年」を契機としてさくらんぼや西洋なしをはじめとしたフルーツをメインに美食・美酒や温泉、歴史・文化、自然・絶景といった本県の魅力を県内外にアピールし、来訪意欲の向上と誘客拡大を促進させることを目的とし、そのための取組みの一環として、山形県と東日本旅客鉄道株式会社が連携して令和 7 年 5 月 1 日から 5 月 31 日に実施する「令和 7 年度全国 J R グループ月別重点宣伝」において、全国の主要駅で掲出するポスターの制作をするとともに、県内の機運醸成のためにのぼり等の制作を行うこととする。

2 業務の内容

(1) 業務委託の内容は次のとおりとする。

ア やまがたフルーツ 150 周年誘客 5 連ポスターの制作

[制作イメージ]

- ・ 全国の J R の主要駅で掲出するのにふさわしく、かつ歩行者の目に留まるようなインパクトのあるデザインにすること。(なお、駅構内で多数の歩行者が歩きながら見ることを前提とすること)
- ・ 令和 7 年にやまがたフルーツ 150 周年を迎えるにあたり、さくらんぼや西洋なし等県内で栽培されるフルーツを中心に統一感のある 5 連 (5 種類で 1 セット) ポスターにすること
- ・ フルーツに加え、本県の観光資源(美食・美酒、温泉、歴史・文化、自然・絶景等)を織り込み、幅広い期間において誘客促進に資する内容にすること。
- ・ 県外の方にとっても、一目で山形県の魅力が伝わり、本県への来訪意欲をかき立てるような内容にすること。
- ・ 日本語の読めない外国人観光客にも訴求できるよう、写真やイラストを効果的に使用すること。

[規格等]

- ・ 規格 B 1、フルカラー、コート 135kg
- ・ 別途提供する J R のロゴ入りとロゴ無しの 2 通りを製作すること
- ・ やまがたフルーツ 150 周年記念ロゴマーク「いちずに、かじつ。」を効果的に使用すること
- ・ 部数 1,000 セット(5 枚 1 セット)以上

※データ形式でも納品すること

イ やまがたフルーツ 150 周年誘客 5 連ポスターの配送

- ・ アで制作したポスターを、山形県さくらんぼ&フルーツ P R 協議会 (以下「協議会」という。) の指定する部数を、指定する場所に指定の期限までに納入すること。
- ・ 配送箇所 90箇所程度(全国の J R 主要駅 他)
- ・ 梱包数 700セット程度
- ・ 配送期限 令和 7 年 4 月 17 日(掲出開始の 2 週間前)
- ・ 掲出期間 令和 7 年 5 月 1 日から

ウ やまがたフルーツ 150 周年機運醸成のぼりの制作

- ・ 制作イメージについてはアに準じたものとし、デザインは 1 種類とする。
- ・ 風等でめくれない、常に長方形として維持される材質・厚みが望ましい。

[規格等]

- ・ 規格 600×1,800mm、4 色カラー、防災素材

- ・ 別途提供するJRのロゴ入りとロゴ無しの2通りを作成すること
- ・ やまがたフルーツ150周年記念ロゴマーク「いちずに、かじつ。」を効果的に使用すること
- ・ 加工 左チチ、周囲ヒートカット、防炎シール付き
- ・ 枚数 1,000枚以上、
※データ形式でも納品すること

(2) その他（補足事項）

ア ポスターの画像素材

- ・ 画像素材については、原則として受注者側が手配すること。

イ ポスターの配送

- ・ ポスターの配送については、専用の梱包材を使用のうえ送付すること。

3 成果品

上記2により制作した成果品(実物及びデータ形式 (PDF、jpeg、ai))を、完成次第速やかに提出すること。

4 著作権

- (1) 納品された成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、協議会に帰属する。また、成果品は協議会が作成する各種情報提供媒体をはじめ、山形県及び当地域の自治体及び観光関係団体等が実施する観光プロモーション、MICE、行事イベント、旅行会社への販促等に随時無償で使用、複製及び二次利用ができるものとする。
- (2) 本件業務の実施による成果品は、画像等の著作権上の権利関係を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、協議会は責任を負わない。
- (3) 本件業務の実施においてタレント及びキャラクター等を起用する場合は、著作権の処理に留意すること。なお、JR 主要駅での掲出期間終了後についても成果品を県内への誘客促進等として使用できるものとする。

5 特記事項

- (1) 受託者は、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 受託者は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守するとともに、個人情報取り扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (3) 当該業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等の各種権利に関する紛争が生じないように受託者が責任を持って調整すること。
- (4) 受託者は、事故や運営上の課題などが発生した場合は、速やかに協議会に報告すること。
- (5) 受託者は、この事業に係る苦情等について、責任を持って対応するものとする。

6 その他

- (1) 協議会と連絡を密にしながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打合せを行う。
- (2) 各制作物のデザインについては、発注者の確認を得てから校了すること

- (3) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者との協議により決定する。協議の成立が困難な場合は、発注者側の解釈による。